

《 適用範囲 》

第1条 弊社が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 弊社が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

《 宿泊契約の申込み 》

第2条 弊社の宿泊施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を弊社予約センターに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1による)
- (4) 連絡先
- (5) その他弊社が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、弊社は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

《 宿泊契約の成立等 》

第3条 宿泊契約は、弊社が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、弊社が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

《 宿泊契約締結の拒否 》

第4条 弊社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

《 宿泊客の契約解除権 》

第5条 宿泊客は、弊社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 弊社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3 弊社は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

《 弊社の契約解除権 》

第6条 弊社は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、場内での花火、その他弊社が定める利用規則の禁止事項(火災予防上及び騒音防止上必要なものに限る。)に反する行為をしたとき

2 弊社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

《 宿泊の登録 》

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、弊社のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所、職業、連絡先
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他弊社が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊クーポン、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

《 客室・サイトの使用時間 》

第8条 宿泊客が弊社の客室・サイトを使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 弊社は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には弊社定めによる追加料金を申し受けます。

別表第2 違約金(第5条第2項関係)

宿泊予約 キャンセル	当日	利用日の 2日前から前日	利用日の 5日前から3日前	利用日の 8日前以前
	100%	50%	20%	無料

(注) %は、基本宿泊料、或いは食材料金に対する違約金の比率です。

《 利用規則の遵守 》

第9条 宿泊客は、弊社各施設内においては、弊社が定めて場内或いは館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

《 利用規則の遵守 》

第10条 弊社の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

●フロント・キャッシャー等サービス時間

1 フロントサービス: 夜9時まで。

但し、宿泊状況・季節によりサービス時間を変更する場合あり。

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

《 客室・サイトの使用時間 》

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は弊社が認めた宿泊クーポン、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際又は弊社が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 弊社が宿泊客に客室・サイトを提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

《 弊社の責任 》

第12条 弊社は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが弊社の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 弊社は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、傷害保険に加入しております。

《 契約した客室・サイトの提供ができないときの取扱い 》

第13条 弊社は、宿泊客に契約した客室・サイトを提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 弊社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、弊社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

《 寄託物等の取扱い 》

第14条 弊社は原則として物品又は現金並びに貴重品の受託サービスを行いません。

2 宿泊客が、弊社場内・施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品の毀損等の損害については一切の責を負いません。但し、弊社の故意又は過失による場合はこの限りではありません。

《 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管 》

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って弊社各施設に到着した場合は、その到着前に弊社が了解したときに限って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が弊社施設・場内に置き忘れられていた場合において、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管については、弊社の故意又は過失により滅失・毀損等が生じた場合を除きその一切の責を負いません。また、生鮮品等安全保管のできない物品の場合は、所有者の指示を待たず破棄する場合があります。

《 駐車場の責任 》

第16条 宿泊客が弊社各施設の駐車場をご利用になる場合、弊社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、弊社の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

《 宿泊客の責任 》

第17条 宿泊客の故意又は過失により弊社が損害を被ったときは、当該宿泊客は弊社に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料 (室料・夕食・朝食等の飲食料)
	その他料金	追加料金(建物・人数増加等)、レンタル品料金、 食材料金、物販商品料金等

※上記は弊社の変動性料金体系に基づく

【備考】

1. 基本宿泊料・その他料金については弊社ホームページ或いはパンフレットに掲載する料金表によります。
2. 宿泊料にかかる子どもについては、小学生以上を人数カウントします。未就学児については無料とします。ただし、アメニティ類・お食事のご用意はいたしません。